

# 湯河原ロータリークラブ

## WEEKLY REPORT



### ロータリー： 変化をもたらす

第 2682回 例会  
平成29年7月14日 (金)  
天候 晴れ  
合唱 奉仕の理想  
四つのテスト

会長 石倉 幸久

幹事 渡辺 久恭

事務所 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上566湯河原温泉観光協会内

TEL 0465(64)1234 FAX 0465(63)1716

例会場 静岡県熱海市泉107 ニューウェルシティ湯河原

TEL 0465(63)3721 FAX 0465(63)6401

例会日 毎週金曜日 12:30~13:30

### 会長挨拶

本日は最近何かと話題になっている民泊の事について少しお話をさせていただきます。

民泊と言うと、マンションの一室を借りて、そこでこっそりと外国人を泊めて、という所謂「違法民泊」のイメージがまず頭に浮かんでしまいますが、インバウンドの宿泊需要が急増したことをうけて、東京や大阪といった大都市を中心に、そのように「ゲリラ的」に広がっていったというのがじつじょうです。

個人が小遣い稼ぎにちょこちょこやっている分には、国もお目こぼしというところだったのでしょうが、最近だとわざわざ会社を作って手広く始める業者なども出てきており、また、閑静な住宅街に突然、大きなキャリーケースを持った外国人グループがガヤガヤと押し寄せて、周囲住民から苦情があがったりしていることから、国としてもしっかりと法律でコントロールしなければ、ということでここ2年ほど、民泊関連の法整備が急ピッチで進められてきたわけです。

先ほどお話ししたように、「ゲリラ的」に始まった民泊ですが、初めて大手を振って「合法」と言えるようになったのは、昨年1月、東京都大田区です。これは、所謂「特区民泊」の制度にのっとったものでして、「特区民泊」というのは、国が定めている「国家戦略特区」に指定されている地域であれば、自治体が民泊条例を制定して、その条例にのっとった営業方式を取れば合法的に民泊事業がおこなえる、ということです。

その後、大阪府や北九州市で「特区民泊」制度がスタートしていますが、この制度はあくまで、「国家戦略特区」に限って運用可能であり、「国家戦略特区」に該当する地域であっても、自治体が民泊条例を定めない限り、合法的に民泊事業を営むことは出来ないわけです。

ところが先月の9日、「特区民泊」とは別に、「民泊新法」という法律が国会で成立しまして、施行は早くても来年1月と言われていますが、この法律が施行されれば、一定の営業ルールを条件に、都道府県に「届出」さえすれば良いという規定になっていますので、ある意味「誰でも」合法的に民泊事業を始められることになりました。しかも、「特区民泊」では規制されていた住民専用地域での民泊営業も、「民泊新法」ではOKであり、居室の床面積に関する規制も撤廃されたので、住宅街のど真ん中にある小さなアパートの一室で民泊事業を始める、なんていうことも出来るようになったわけです。

「特区民泊」では、事業者は行政に「認定」を受ける必要があったのに対し、「民泊新法」では「届出」さえすれば良いということなので、とかく小規模事業者の参入ハードルが下がる事になります。

ただし、この「民泊新法」では、営業日数の上限が180日となっているので、民泊事業のために新に部屋を借りるなり、しっかりと設備投資をするなりしてしまうと、現実的には中々採算が合わないわけで、国としても、民泊でがっちり儲けたい人の参入を促したいわけではなく、

「遊休不動産をお持ちの方は、ただ寝かしておくだけでなく、せっかく法律も出来たわけだから民泊用に活用してみませんか」と言っているわけです。

国としては、インバウンドの急増による宿泊施設のキャパシティ不足という問題と、近年顕著になっている空き家問題を同時に解決してしまおう、と鼻息を荒くしているわけだが、前出のように「民泊新法」が施行されれば、「届出」さえすれば誰でも民泊事業を始められるわけで、それだけハードルが低いということは、言葉を選ばず言うと、有償無償の民泊事業者が出現するという事です。そのあたり、国も考えていないわけではなく、「民泊新法」では行政による立ち入り検査をおこなうことと定められているので、よろしくない事業者に対するある程度のチェック機能は働くと思われれます。

では、どの程度の頻度で立ち入り検査を行うか、とか、違反が認められた場合どのような罰則が与えられるかなど、今後議論が深まっていくものと思われるが、地域住民同士でも、怪しいケースがあれば共有・通報するための仕組みを作っておくとか、いわば「自分たちの身は自分たちで守る」という意識を持つておくことが大切だと思われれます。

湯河原町は宿泊産業が一つの基幹産業でもあるので、今後も民泊関連の法整備に対してアンテナを高くもっていきましょう。

出席報告	ゲスト 0名	ビジター 0名	会員24名
	欠席4(免除者3名)		前回の修正出席率95.65%
	出席率95.24%		前々回の修正出席率95.45%

事前メイクアップ 1名

ビジター 相澤一賀君 (かながわ2780  
ロータリーEクラブ)  
湯河原ロータリークラブ

ロータリー財団地域コーディネーターより

- 2016-17年度、日本の全てのクラブが年次基金にご寄付下さり、「年次基金寄付ゼロクラブ」ゼロという大きな目標を達成いたしました！財団100周年をしめくくるのにふさわしい、世界的に見ても非常に大きな達成です。ご協力いただきました全ての皆様に心より感謝申し上げます。

ガバナーより

- 2017年 第2780地区 地区大会

9月17日(日)

会長・幹事会 12:30~14:00

地区指導者育成セミナー 14:30~17:00

RI会長代理ご夫妻歓迎晩餐会 17:30~19:40

会場：小田急ホテルセンチュリー相模大野

9月18日(月・祝)

本会議 12:30~17:35

会場：相模女子大学グリーンホール

大懇親会 18:00~19:00

会場：小田急ホテルセンチュリー相模大野

回答期限：8月10日(木)

- 地区指導者育成セミナーのご案内

日時：9月17日(日)14:30~17:00

場所：小田急ホテルセンチュリー相模大野

対象者：会長・幹事・会長エレクト・クラ研修リーダー

・参加希望の会員・ガバナー補佐

回答期限：8月10日(木)

- 豪雨による九州被害地への義捐金協力依頼

北九州の記録的な豪雨による被害地域への義援金を地区としてまとめて送ることに致しました。各クラブからの心温まる義援金へのご協力をよろしくお願いいたします。

義捐金額：一人1,000円

米山記念奨学会より

- 『ロータリー米山記念奨学会 50年のあゆみ』を6月末に刊行しました。クラブに1冊、お手元に1冊、米山記念奨学事業への理解促進に、ぜひご活用ください。

限定3,500部、1冊1,800円(送料込み)で頒布します。

神静民報社より

- 第9グループ連名での暑中広告掲載のお願い

広告料：10,000円

湯河原新聞より

- 暑中広告掲載のお願い

広告料：5,000円

連絡事項

- 本日後6時より桜木公園そばのビストロタブシェにおいて、新・旧会長・幹事歓送迎会及び櫻井会員の歓迎会を行います。会費は5,000円です。出席される方はよろしくお願い致します。



例会風景

2780地区ガバナー補佐 神谷一博様

本日は、ガバナー公式訪問2週間前になりましたので、大谷新一郎ガバナーの紹介をさせていただきます。一年間、皆様のお力をお借りして楽しいロータリー活動をしていこうと思います。どうぞよろしくお願い致します。

相澤一賀君(かながわ2780ロータリーEクラブ)

今日は、お邪魔致します。

望月博文君

100%出席で記念品をいただきました、今年度は90%で行きます。

杉山茂久君

ゆがわら国際交流協会へ助成金を頂きました。有難うございました。

土屋一弘君

自衛隊協力会の会長になりました。

渡辺久恭君

先週は、熊本に行っていた為、欠席しました。

石倉幸久君・渡辺久恭君

一年間宜しくお願い致します。



ガバナー補佐 神谷一博君



相澤一賀君ロータリーEクラブ